

総括意見の概要

I 官庁施設整備等の基本的考え方

1 官庁施設の水準確保に向けた基準の設定

- 官庁営繕関係基準類等のうち20の技術基準類等が、各省各庁で共通に使用される「統一基準」として決定されており、各省各庁においては、統一基準の運用を徹底し、今後とも営繕事務の合理化・効率化を推進する必要がある。

2 計画的な官庁施設の整備

- 営繕計画書に関する意見書制度の的確な運用により、各省各庁の官庁施設が、無駄が生じない等合理的かつ適正に検討・整備されることが必要である。
- 国土交通省は、官公法第6条の規定に基づき、国民の利便と公務能率の増進、土地の高度利用及び建築経費の節減を図るため、「合同庁舎」の整備を推進している。

3 官庁施設の保全の適正化

- 官庁施設は、国民の共有財産であり、長期にわたり良質なストックとして国民の社会経済活動の基盤となるよう有効に活用されなければならない。そのため各省各庁においては、官公法に基づき、「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」の活用や保全状況の報告を行うなど、所管する官庁施設の営繕とともに適正な保全を推進しなければならない。

II 官庁施設の整備等の現況

- 行政財産としての建築物の総延べ面積（財務省「国有財産情報公開システム（平成22年3月末現在）」のデータを基に算定）は、約4,900万㎡に上っており、その3分の1以上が築後30年以上を経過している。
- すべての国家機関の建築物に係る総施設数（1敷地に位置する1または複数の建築物を1施設として計上）は、15,713施設（公有及び民有建築物の借用等を除く。平成22年6月現在。国土交通省調べ）で、このうち、官公法第2条の「庁舎」に該当する施設は、9,066施設で全体の約60%を占める。
- 国土交通省では、保全実態調査や官庁建物実態調査等各種調査を実施し、官庁施設の実態把握を行い、技術的観点から施設整備の緊急度等について意見を述べるための基礎資料としている。
- 保全実態調査は、国家機関の建築物等の保全の実態と問題点を把握し、適正な保全を実施することを目的とした調査である。平成21年度に調査を実施した12,879施設のうち、一般事務庁舎等を保全の観点で見ると、外壁や設備機器等各項目で何らかの修繕が必要な状況となっている。
- 官庁建物実態調査の実施施設の総延べ面積は、約1,098万㎡であり、うち国有建築物の総延べ面積は、約1,060万㎡で全体の約96.5%を占めている。
- 非木造建築物の老朽度の目安となる現存率は、建物全体としての新築時に対する現存価値の割合を表しており、現存率80以下の建築物の割合をみると、平成5年度の48.4%から平成20年度には57.0%まで増加している。

Ⅲ 官庁施設整備等における主要課題と主な施策

1 安全・安心の確保

- 官庁施設については、位置・規模・構造の基準に規定された官庁施設の種類の応じた耐震安全性を確保する必要がある。
- 特に、災害応急対策活動に必要な官庁施設については、大規模地震発生時にその機能を十分に発揮できるよう、構造体のみならず建築非構造部材、建築設備も含めた総合的な耐震安全性の確保を図っていくことが必要である。
- 窓口業務を行う官署が入居する官庁施設を新たに整備する際には、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、高齢者、障害者等を含むすべての人が円滑かつ快適に、また安心して施設を利用できるように、高度なバリアフリー化を推進する必要がある。

2 官庁施設ストックの有効活用

- 必要な性能を備えた良質なストックの形成に当たって、ファシリティマネジメントの手法を導入し、一定エリアの国家機関の建築物について、群として効果的・効率的な施設整備計画を策定することにより官庁施設の有効活用を推進する必要がある。
- 保全業務支援システム（BIMMS-N）等を活用した施設の状況把握、保全に関する記録の整備やこれらを活用した中長期保全計画を作成し活用することで、適正な保全と計画的な整備を実施していかなければならない。

3 環境負荷低減への取組

- 官庁施設の整備等においては、環境物品等の調達を推進や「国等における温室効果ガス等の抑制に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）」に基づく環境配慮型プロポーザル方式の採用等が求められている。
- 官庁施設に求められる環境保全性を的確に確保できるよう、その基本的な考え方や具体の手法を規定する統一基準として「官庁施設の環境保全性基準」を平成 22 年度中に定め、平成 23 年度以降に実施する官庁施設の整備に適用することが重要である。

4 地域社会との連携の推進

- 官庁施設は、都市を構成する主要な要素の一つであることから、地方公共団体をはじめとする様々な関係者と連携の下、地域の特性等を考慮しつつ、良好な市街地環境の形成や魅力とにぎわいのある都市拠点の形成に資する必要がある。

5 官庁施設における木材の利用の推進

- 平成 22 年 5 月に成立した「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）」や、農林水産大臣及び国土交通大臣が各省各庁と協議の上定めることとされている「国が整備する公共建築物における木材の利用の目標」等についての基本方針に沿って、官庁施設における木材の利用を推進していく必要がある。
- 国土交通省では、木造での施設整備に当たって、技術的な検討が円滑かつ効率的に進むよう、平成 22 年度に木造の官庁施設を対象とした計画・設計に関する基準を策定することとしている。